

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	田名部	匡省 (民主)	北川	イッセイ (自民)	北澤	俊美 (民主)
理事	田村	公平 (自民)	小池	正勝 (自民)	興石	東 (民主)
理事	脇	雅史 (自民)	末松	信介 (自民)	前田	武志 (民主)
理事	大江	康弘 (民主)	鈴木	政二 (自民)	山下	八洲夫 (民主)
理事	佐藤	雄平 (民主)	伊達	忠一 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	山本	香苗 (公明)	藤野	公孝 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	岩井	國臣 (自民)	水落	敏栄 (自民)	淵上	貞雄 (社民)
	岩城	光英 (自民)	池口	修次 (民主)		
	太田	豊秋 (自民)	岩本	司 (民主)		(17.2.8 現在)

(1) 審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議3件）及び衆議院提出（国土交通委員長）4件の合計16件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類187件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

国土計画体系の見直し 国土総合開発法に基づいて、過去5次にわたり「全国総合開発計画」が策定されてきたが、人口減少時代を控え、時代の大きな変革に適切に対応した新たな国土計画を策定することが急務であるなどとして、**総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案**が提出された。

本法律案は、総合的な国土の利用、整備及び保全を図るため、「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に改める等、国土計画制度を抜本的に見直そうとするものであり、委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、東京一極集中からの転換と地域間格差の是正、人口減少期と国土政策の将来像、国土形成計画の国会承認の必要性、国土計画における環境対策、国土形成における国の役割と責務、国土利用に係る法制度の体系化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

住宅 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案の両法律案については、一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、公的賃貸住宅の役割と今後の住宅政策、住宅セーフティネットの確保と地域コミュニティの再生、住宅金融公庫及び都市再生機構の財投資金繰上償還と経営改善策、都市再生機構の子会社等への天下り問題、新たな住宅基本法制の整備等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。な

お、両法律案に対して附帯決議が付された。

住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することを内容とする**独立行政法人住宅金融支援機構法案**については、機構の設立と低利の長期・固定住宅ローンの供給見通し、証券化支援事業の定着状況、住宅資金貸付けに係る融資選別・金利上昇等の懸念、住宅ローンに係る消費者への情報提供の充実等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

物流・港湾 **流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案**については、本法律案の目的と今後の物流行政の課題、総合効率化事業による物流コストと二酸化炭素の削減効果、中小物流事業者に配慮した支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案については、スーパー中樞港湾施策の意義と効果、同施策における内航海運等との連携、港湾関係諸手続のワンストップ化の促進、規制緩和に伴う港湾労働者の雇用・労働環境の安定化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

鉄道・航空 **都市鉄道等利便増進法案**については、都市鉄道利便増進事業対象地域の拡大、地方における鉄道及び駅周辺整備等関連事業に対する支援の在り方、駅施設のバリアフリー化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案については、航空法改正による効果、航空機の垂直間隔短縮方式の導入とその安全確保策、航空交通容量の拡大と横田空域返還問題、航空運送事業者に対する安全確保の徹底等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

防災 **水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**については、最近の豪雨災害の実態とその対策、本法律案による水災防止の効果、ハザードマップの早期作成及び周知徹底、土砂災害警戒区域の指定の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公共工事 **公共工事の品質確保の促進に関する法律案**については、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、本法律案を議員立法で提出した経緯と理由、技術審査・技術提案制度の運用上の諸問題、談合等不正行為の防止策、公共工事における労働条件の改善等について質疑が行われた。質疑終局後、修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 上記のほか、二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案、半島振興法の一部を改正する法律案、下水道法の一部を改正する法律案、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の

促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも可決された。

〔国政調査等〕

2月8日、第161回国会閉会後の昨年12月8日から10日の3日間、青森県、福島県及び新潟県において実施した国土の整備、交通政策の推進及び災害対策等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月8日、国土交通行政の基本施策について、北側国土交通大臣から所信を聴取した。

3月10日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、つくばエクスプレスの東京駅延伸と筑波地域での国の研究所の観光資源化策、地震対策における国交省の取組、所信表明における大臣の問題意識と重点課題、越美北線・高山線の復旧見通しとJR東日本・東海等への災害復旧費補助制度の適用拡大、ORSE（道路システム高度化推進機構）の業務に対する大臣の問題意識と対処方針、高速道路料金一律1割引下げと特別割増料金制・ターミナルチャージ料廃止の必要性、新千歳空港での日航機無許可離陸滑走事案の経緯とその対応などの諸問題が取り上げられた。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度国土交通省予算等の審査を行い、北側国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、全利用者を対象とした高速道路料金の一律割引の必要性、大規模地震の発生 の蓋然性と気象庁の見解、耐震に関する補助金等の取組方針、大分県佐伯港大入島の公有水面埋立て問題、日本道路公団本社のサービス残業の常態化、首都高王子線の騒音・振動問題に係る公団と国交省の対処方針などの諸問題が取り上げられた。

4月5日、最近の国土交通省の所管に属する諸問題について、北側国土交通大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、日本航空の運航トラブル連続発生原因と防止対策、ETCカード交換に係る周知不徹底とバー接触事故後の対応、日航・三菱ふそうの事故連続発生に見る安全モラルの欠如と向上策、成田高速鉄道整備の推進と京成高砂駅の手動「開かずの踏切」対策、日本航空の経営体質と整備・確認体制の弱体化、旅客機における派遣乗務員制度廃止の必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月19日、航空機の運航における安全確保について、北側国土交通大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、JAL・JAS統合後の社内融和に関する新町参考人の認識、日航の自社整備・ダブルチェック体制充実に対する新町参考人の考え、日航の一連のトラブルに係る行政責任、日航中期経営計画における人員削減の見直し、業務改善命令・警告に基づく日航の報告書への大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

4月26日、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣から報告を聴取した。

5月10日、航空機の運航における安全確保及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣から報告を聴取した。

5月16日、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する実情調査のため、兵庫県に視察を行った。

5月17日、前記の視察について視察委員から報告を聴取した後、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故について、北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を聴取し、さらに、参考人垣内西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長から説明を聴取した後、質疑を行い、過密ダイヤ補完体制の不備等JR西日本の有する企業体質、死傷者等への対応と衝突マシオン買上げの意向、事故線区における速度超過常態化の有無と国交省のダイヤ編成是正措置基準、個人責任を問わない科学的再教育への転換、JR西日本の事故再発防止策などの諸問題が取り上げられた。

6月7日、航空機の運航における安全確保について質疑を行い、事業改善命令・立入調査の重大性と改善計画における現場の声の反映、日航インターナショナルの始業時間前出勤・アロケーションチャート作成問題、風通しのよい職場環境づくり、緊急輸送安全総点検の下でトラブルを頻発する全日空の社内体制と対応、「ひやり・はつと情報」の報告基準統一化と共有促進の必要性などの諸問題が取り上げられた。

7月7日、質疑を行い、公共工事における入札の在り方及び発注者責任、公共工事の品質確保の促進に係る基本方針の迅速な策定、国交省直轄工事に係る談合防止に向けた大臣の決意、工事受注企業への天下り問題、民営化後の道路会社における入札談合の防止、公共事業のコスト縮減に資する入札制度、独禁法における課徴金制度の在り方、国交省直轄工事における入札談合再発防止策、日本道路公団の橋梁談合事件徹底究明と天下り体質見直しの必要性、道路公団発注工事の平均落札率が高止まりしている原因、道路公団による橋梁メーカーへの組織的な天下りあっせんの有無、交通運輸に係る安全確保と事故調査の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年2月8日(火)(第1回)

- ・国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- ・二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案(衆第3号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
(衆第3号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年3月8日(火)(第2回)

- ・国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成17年3月10日（木）（第3回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国土交通行政の基本施策に関する件について北側国土交通大臣、岩井国土交通副大臣、蓮美国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岡田広君（自民）、山下八洲夫君（民主）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成17年3月18日（金）（第4回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について北側国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君及び首都高速道路公団理事大塚昭夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、池口修次君（民主）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年3月22日（火）（第5回）

- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴いた。
- ・半島振興法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし
欠席会派 社民

○平成17年3月29日（火）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君、衆議院国土交通委員長代理岸田文雄君、同高木陽介君、同阿久津幸彦君、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 北澤俊美君（民主）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（衆第9号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- ・ **下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月31日（木）（第7回）

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ **下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、興石東君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第57号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・ **航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月5日（火）（第8回）

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ 最近の国土交通省の所管に属する諸問題に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 末松信介君（自民）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）、藤野公孝君（自民）、前田武志君（民主）、岡田広君（自民）、北澤俊美君（民主）、山下八洲夫君（民主）、北川イッセイ君（自民）

- ・ **航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 末松信介君（自民）、大江康弘君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第58号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

- ・ **流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）**について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月7日（木）（第9回）

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ **流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）**について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、池口修次君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

(閣法第59号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民

○平成17年4月12日(火)(第10回)

- ・民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月14日(木)(第11回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行副総裁山口公生君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 岡田広君(自民)、前田武志君(民主)、佐藤雄平君(民主)、山本香苗君(公明)、仁比聡平君(共産)、瀧上貞雄君(社民)

(閣法第3号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月19日(火)(第12回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・航空機の運航における安全確保に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人定期航空協会会長新町敏行君及び同協会理事長大辻嘉郎君に対し質疑を行った。

[質疑者] 末松信介君(自民)、佐藤雄平君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、瀧上貞雄君(社民)、秋元司君(自民)、北澤俊美君(民主)、藤野公孝君(自民)、大江康弘君(民主)

- ・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月21日(木)(第13回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 北川イッセイ君(自民)、大江康弘君(民主)、山本香苗君(公明)、仁比聡平君(共産)、瀧上貞雄君(社民)

(閣法第5号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・都市鉄道等利便増進法案(閣法第4号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月26日(火)(第14回)

- ・西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・都市鉄道等利便増進法案(閣法第4号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 岡田広君(自民)、山下八洲夫君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、瀧上貞雄君(社民)

(閣法第4号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民
反対会派 共産

○平成17年5月10日(火)(第15回)

- ・航空機の運航における安全確保に関する件及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件について北側国土交通大臣から報告を聴いた。
- ・港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年5月12日(木)(第16回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 末松信介君(自民)、池口修次君(民主)、山本香苗君(公明)、仁比聡平君(共産)、瀧上貞雄君(社民)

(閣法第6号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- ・参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年5月17日(火)(第17回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件について委員並びに北側国土交通大臣及び政府参考人から報告を、参考人西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長垣内剛君から説明を聴いた後、北側国土交通大臣、政府参考人、参考人西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長垣内剛君及び同株式会社代表取締役専務取締役鉄道本部長徳岡研三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、瀨上貞雄君（社民）、岡田広君（自民）、佐藤雄平君（民主）、弘友和夫君（公明）、末松信介君（自民）

- ・通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年5月19日（木）（第18回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際観光振興機構理事新井倭一君及び日本道路公団総裁近藤剛君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、岩本司君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、瀨上貞雄君（社民）

○平成17年6月2日（木）（第19回）

- ・通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第23号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成17年6月7日（火）（第20回）

- ・公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・航空機の運航における安全確保に関する件について北側国土交通大臣、岩井国土交通副大臣、政府参考人、参考人定期航空協会会長新町敏行君及び同協会理事山元峯生君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤雄平君（民主）、仁比聡平君（共産）、瀨上貞雄君（社民）、末松信介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、田村公平君（自民）、北澤俊美君（民主）、岩本司君（民主）、岡田広君（自民）、山本香苗君（公明）

○平成17年6月9日（木）（第21回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。

- ・ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
- 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について北側国土交通大臣、蓮実国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事田中久幸君、同機構理事田中正章君、同機構理事長伴襄君、同機構理事河崎広二君及び住宅金融公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、輿石東君（民主）、岩本司君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年6月14日（火）（第22回）

- ・ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
- 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学空間情報科学研究センター教授浅見泰司君、株式会社市浦ハウジング&プランニング常務取締役川崎直宏君及び全国公団住宅自治会協議会代表幹事多和田栄治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、前田武志君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成17年6月16日（木）（第23回）

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ 参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
- ・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人独立行政法人都市再生機構理事長伴襄君、同機構理事河崎広二君、同機構理事田中久幸君及び住宅金融公庫理事吉井一弥君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕前田武志君（民主）、岩本司君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第24号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

（閣法第25号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成17年6月23日（木）（第24回）

- ・独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法第26号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年6月28日（火）（第25回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法第26号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君、同公庫理事吉井一弥君及び全国銀行協会企画委員長町田充君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、山下八洲夫君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第26号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年7月7日（木）（第26回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国土交通省及び日本道路公団の発注に係る鋼鉄製橋梁工事入札談合事件に関する件、公共工事の発注者責任と品質確保に関する件、入札談合の再発防止策に関する件、公共工事の建設コストに関する件、民間企業への天下り問題に関する件、交通運輸に係る安全確保と事故調査に関する件等について北側国土交通大臣、政府参考人、参考人日本道路公団総裁近藤剛君及び同公団副総裁内田道雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、尾立源幸君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成17年7月12日（火）（第27回）

- ・総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年7月14日（木）（第28回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、藤末健三君（民主）、北澤俊美君（民主）、加藤修一君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年7月19日（火）（第29回）

- ・総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について参考人武蔵工業大学学長中村英夫君、シンクタンク山崎養世事務所代表・前ゴールドマン・サックス投信株式会社社長山崎養世君及び日本大学商学部教授永山利和君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、佐藤雄平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成17年7月21日（木）（第30回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 佐藤雄平君（民主）、藤末健三君（民主）、池口修次君（民主）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第56号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成17年8月4日（木）（第31回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長橘康太郎君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理渡海紀三朗君、同木村義雄君、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（衆第30号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

- 1 都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、当該事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」とい

う。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

- 2 民間都市開発推進機構は、民間都市再生整備事業計画の認定を受けた事業に関し、当該認定整備事業を行う者の事業の施行のため、出資、助言、あっせん等を行うことができるものとする。

二、土地区画整理法の一部を次のように改正する。

- 1 宅地について所有権又は借地権を有する者を株主又は社員とする株式会社又は有限会社で一定の要件の全てに該当するもの（以下「区画整理会社」という。）は、一定の区域の土地について、土地区画整理事業を施行することができるものとする。
- 2 区画整理会社において土地区画整理事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、施行地区内の宅地について所有権及び借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意を得た上で、事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならないものとする。

また、区画整理会社が換地計画を定める場合においても、同様の措置を講じるものとする。

- 3 都道府県知事又は市町村長は区画整理会社に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすることができるものとする。

また、区画整理会社の事業等が同計画等に違反している場合における処分の取消し等の規定を設ける。

- 4 土地区画整理組合における事業計画の決定手続等に際して、施行地区を工区に分ける場合においては、事業基本方針において工区を定めるものとする。

また、事業計画の決定に先立って設立された同組合は、事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならないものとする。

三、都市再開発法の一部を次のように改正する。

市街地再開発組合における事業計画の決定手続等に際して、二、4と同様の措置を講じるものとする。

四、都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

国は、再開発会社が有する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を、株主又は社員が出資している法人に取得させるときの当該取得に必要な費用、また一定の土地区画整理事業を施行する区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用のそれぞれについて、無利子の資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができるものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、都市再生特別措置法の一部改正については、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

きを期すべきである。

- 一、民間都市再生整備事業計画の認定に当たっては、市町村の創意と工夫による都市再生の推進に支障が生じることのないよう、市町村の意見を尊重するとともに、当該地域における伝統や文化及び良好な都市環境や景観の創造・保全に十分留意すること。
- 二、民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業に対する民間都市開発推進機構の支援措置については、情報公開を適切に行いその透明性を確保するとともに、事業評価を厳正かつ的確に行い結果を公表すること。また、民間都市開発推進機構の運営状況や財務内容についての情報公開を積極的に進めるとともに、事務・事業や組織のあり方を検討すること。
- 三、区画整理会社による土地区画整理事業の施行に当たっては、地権者及び地域住民からなる協議会組織を設ける等、事業に地権者の意見が反映できるよう特段の配慮をすること。また、区画整理会社については、経営や財務の健全性確保について適切な指導監督が行われるよう配慮するとともに、万が一区画整理会社による事業の継続が困難になった場合には、地権者等の権利の保全が確実に行われるよう万全を期すこと。
- 四、土地区画整理事業においては、地価の下落等により保留地の価格設定や売却が困難な事例が増加し、土地区画整理組合等の経営が悪化しているところがあることから、経営の見直しに向けて適切な支援を行い、事業の健全性の確保に配慮するとともに、今後は、密集市街地の解消など既成市街地の再生に重点を置いた活用に努めること。
- 五、地方都市においては、空き店舗の増加が相次ぐなど中心市街地が衰退傾向にあることから、その原因の分析及び関係法律を含む各種支援策の有効性についての検証を行うとともに、中心市街地の活性化を図るため、予算、税制及び「まちづくり3法」等の適切な見直しの必要性について早急に検討すること。
右決議する。

都市鉄道等利便増進法案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、大都市圏における都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都市鉄道利便増進事業とは、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び営業により目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図る速達性向上事業、及び既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備及び営業により駅施設の利用の円滑化を図る駅施設利用円滑化事業であって、いずれも、当該営業を行う者が当該施設の使用料を当該整備を行う者に支払うものをいう。
- 二、国土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定め、公表するものとする。
- 三、都市鉄道施設の整備主体及び営業主体が協議により作成した速達性向上計画、又は都道府県が組織した駅施設の整備主体及び営業主体等を構成員とする協議会が作成した交通結節機能高度化計画について、国土交通大臣が基本方針に基づき認定する制度を創設

する。

四、速達性向上計画又は交通結節機能高度化計画の作成に当たって、都市鉄道施設又は駅施設の整備主体及び営業主体の協議が不調の場合、申請に基づき、国土交通大臣は裁定を行うことができるものとする。

また、国土交通大臣は、当該計画の認定を受けた者が当該事業を実施していないと認めるときは、命令等を発することができるものとする。

五、事業実施の促進のため、三の認定を、鉄道事業の許可とみなす等の特例、手続の簡素化、当該計画に係る都市計画の実施を担保するための特例等の措置を設ける。

六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、水災及び土砂災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、はん濫による浸水に係る洪水予報を行うものとする。

二、都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

三、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害等を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、関係者に通知し、一般に周知させなければならない。

四、国土交通大臣又は都道府県知事は、三の指定がされた河川について、浸水想定区域を指定するものとする。また、三の指定をしたものとみなされた河川については、国土交通大臣又は都道府県知事は、平成22年3月31日までに浸水想定区域の指定を行うとともに、国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、浸水想定区域調査に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

五、市町村防災会議は、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報又は土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

六、水防管理者は、民法第34条の法人又は特定非営利活動法人を、水防協力団体として指定することができる。指定団体は、水防団又は消防機関が行う監視、警戒等の水防活動への協力、水防に関する情報収集、普及啓発等の業務を行うものとする。

七、水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合に、退職報償金を支給することができる。

八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、災害の発生が懸念される中小河川等における堤防、護岸等要対策箇所の整備が適切かつ早急に進められるよう、地方公共団体への支援の充実に努めること。
- 二、洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、一層の水防団員の確保及び水防団と水防協力団体との連携強化に向けた取組を進めること。また、水防団員の処遇も含め水防活動の充実方策について検討すること。
- 三、洪水及び土砂災害の被害の軽減に資するため、地域特性に応じたハザードマップの作成及びその周知徹底が図られるよう、関係地方公共団体への積極的な助言・支援等に努めること。なお、高齢者、障害者、乳幼児等の特に防災上の配慮を要する者について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、情報の確実な伝達、避難誘導等の措置に万全を期すこと。
- 四、土砂災害防止対策について、住民の理解を深める一方、都道府県の基礎調査に対する支援等に努め、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の指定を促進するとともに、その後の総合的な対策が速やかに実施されるよう努めること。

右決議する。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通大臣は、特定重要港湾であって、民間事業者により一体的に運営される一定規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定するものとする。
- 二、指定特定重要港湾における特定国際コンテナ埠頭の運営の事業に係る認定を受けた運営者に対し、埠頭を構成する行政財産等の貸付制度及び荷さばき施設等の建設等に要する資金の無利子貸付制度を創設する。
- 三、港湾管理者が各々の条例により定めている入出港届の様式を、国土交通省令において定める。
- 四、特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の参入規制について、免許制から許可制にするとともに、需給調整規制を廃止する。また、同事業の運賃及び料金の設定又は変更について、認可制から事前届出制にする。
- 五、検数人等の登録制度を廃止し、検数人等の禁止行為等の規定を削除する。
- 六、夜間入港の制限に関する規定を削除する。

七、この法律は、一部を除き平成17年11月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定特定重要港湾の整備に当たっては、既存ストックの活用なども含め、投資の重点化・効率化に努めるとともに、適切な評価・公表を行い、その評価結果を踏まえた的確な対応がなされるよう努めること。

あわせて、指定特定重要港湾以外の港湾においては、その広域的な機能分担、管理者の事務手続の省力化等が促進されるよう、航路再編の進展を踏まえつつ、機能の見直し・強化に向けた環境整備に努めること。

二、モーダルシフトを推進し、複合一貫輸送を担う物流企業による高レベルの輸送展開に十分応えられるよう、内航海運輸の活性化、港湾アクセス道路の整備、鉄道輸送との連携等に係る必要な措置を講ずること。また、リードタイム縮減や港湾関係諸手続の簡素合理化に向け、港湾物流情報プラットフォームの構築、利用拡大に努める等関係者間の一層の連携を図ること。

三、特定港湾以外の港湾における規制緩和については、各港湾の特性に配慮した対応に努めること。また、運賃・料金の規制緩和によって混乱が生じないよう環境整備を行うとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備及びその福利厚生事業等に係る拠出金の安定した維持・運営が図られるよう努めること。

四、港湾利用者への安全対策の啓発、航行の安全に関する情報提供の充実及び規則遵守の徹底に努めるとともに、港湾施設の耐震化の促進、災害時における港湾の相互利用体制の整備等危機管理対策に万全を期すこと。

右決議する。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通訳案内業法の一部を次のように改正する。

- 1 通訳案内業制度の抜本的な見直しに伴い、題名を「通訳案内士法」と改めるものとする。
- 2 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とするものとする。
- 3 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を判定することを目的とし、試験に合格し資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に登録を受けなければならないものとする。
- 4 通訳案内士は、必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこととし、

国土交通大臣及び都道府県知事は、そのため、講習の実施等の措置を講ずるものとする。

5 通訳案内士の団体は、国土交通大臣に対して届け出るとともに、通訳案内士に対する研修を実施しなければならないものとする。

二、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

1 法律の題名を「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」と改めるものとする。

2 外客来訪促進地域の区域内にある市町村は、国土交通大臣の基本方針に基づき、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光振興に関する計画を定めることができるものとする。

3 民法第34条の規定により設立された法人等一定の者は、地域観光振興事業構想を作成し、市町村による認定を受けることができるものとする。

4 3の認定を受けた者は、当該地域観光振興事業に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、道路運送法及び海上運送法の特例並びに地方債の特例を受けることができるものとする。

三、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

1 国土交通大臣により情報提供促進措置を講ずべき区間として指定された区間の公共交通事業者等は、旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画を作成し、当該措置を実施しなければならないものとする。

2 都道府県の区域において、報酬を得て通訳案内を業として行う「地域限定通訳案内士」の資格を設け、都道府県知事がその資格要件である試験を実施できるものとする。

四、この法律は、平成18年4月1日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制を整備するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体又は地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）は、他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設について、当該地方公共団体の同意を得て、その管理の一部を代わって行うことができる。

二、都道府県に対する公営住宅に係る指導監督費の交付を廃止する。

三、住宅金融公庫が平成17年3月31日までに受理した申込みに対する資金の貸付けに係る業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち主務大臣

が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成24年3月31日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

四、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の宅地造成等の経過業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成25年3月31日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

五、機構は、国土交通大臣の認可を受けて、都市再生債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができるものとする等の資金調達手段の多様化を行う。

六、地方公社は、設立団体以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅又は共同施設の管理を代わって行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。

七、地方公社は、破産又は認可の取消しの事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに解散する。

八、公営住宅の家賃収入補助を平成17年度までとする。

九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地域における公的賃貸住宅の的確な供給を通じて住宅のセーフティネットを確実に構築するため、地域住宅協議会等を活用し、公的賃貸住宅の各事業者、福祉部局等の十分な連携が図られるようにすること。

二、地域住宅計画の作成が早期に推進されるよう、地方公共団体に対する適切な支援を行うとともに、計画に記載された事業等に対する支援策の充実に努めること。

三、地域住宅交付金については、国の関与を極力少なくするとともに、地方公共団体の創意と工夫による公的賃貸住宅等の整備等が可能となるよう、その運用に万全を期すこと。

また、地域住宅交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、地域住宅交付金に係る事業の評価を適切に行うための仕組みを構築し、評価結果を公表すること。

四、国及び地方公共団体は、高齢世帯及び子育て世帯その他の住宅に困窮する国民の居住の安定が図られるよう公営住宅等の公的賃貸住宅の計画的整備とともに、コミュニティの維持と良好なまちづくりに努めること。

五、公営住宅の充実に資するよう既存民間賃貸住宅の借上げ等の促進に努めるとともに、住宅に困窮する低額所得者の民間賃貸住宅に係る支援についても積極的に研究を行うこと。

六、住宅金融公庫の既往債権に係る補給金は平成23年度までのできるだけ早い時期に廃止

するとともに、公庫及び都市再生機構の損失や欠損金の早期処理を行い、その処理の方法・進捗状況等について国民に分かりやすく随時公表すること。

また、国の財政的負担を必要最小限とするため、住宅金融公庫及び都市再生機構の業務の効率化、子会社等を含む組織・人事体制の見直しとスリム化、徹底したコスト削減等が行われるよう指導すること。

七、都市再生機構の都市再生業務に係る勘定においては賃貸住宅業務とその他の業務との区分経理を厳正に行うとともに、賃貸住宅業務に係る収益については、当該業務の運営に支障が生じないように、当該業務へ優先的に充当すること。

八、都市再生機構の建替事業に際しては、居住者の居住の安定を図るとともに、居住者や地方公共団体と十分な意志の疎通を行い、余剰地の活用については福祉施設、公園、公営住宅等公的な利用が図られるよう配慮すること。

九、地方住宅供給公社の健全な経営に資するよう、地価の実態等を反映した厳格な会計基準の導入と当該会計基準による財務状況の公表について配慮するとともに、設立団体と連携して、地方住宅供給公社の今後の住宅政策上の位置づけについて検討すること。

また、地方住宅供給公社の解散の認可に当たっては、公社賃貸住宅の居住者の居住の安定と公社の雇用問題について十分に配慮すること。

十、住宅建設計画法及び住宅建設5箇年計画に替わる新たな住宅基本法制の在り方について、広く国民の意見を求めつつ早急に検討を行うこと。

右決議する。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置 法案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の実施、既存の公的賃貸住宅等の有効活用等について、国及び地方公共団体の努力義務を定める。

二、国土交通大臣は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

三、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等は、地域における公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織することができる。

四、地方公共団体は、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画（以下「地域住宅計画」という。）を作成することができる。

五、国は、地域住宅計画を提出した地方公共団体に対し、当該計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

六、公的賃貸住宅等の整備等の特例措置として、地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数は、除却公営住宅の入居者戸数を超えれば足りるものとする。また、一定期間以上入居者を確保することができない特定優良賃貸住宅について、都道府県知事の承認を受けて、地域住宅計画に記載された住宅の確保に特に配慮を要する者に一定期間賃貸することができる。

七、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人住宅金融支援機構法案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）とする。

二、機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

三、機構に、役員として、理事長及び監事3人を置くとともに、副理事長1人及び理事6人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

四、機構は、二の目的を達成するため、住宅建設資金等の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け、当該貸付債権を担保とする債券に係る債務の保証、住宅融資保険法による保険、資金の調達又は良質な住宅の設計等に関する情報提供、災害復興関連等一般の金融機関では対応が困難な分野の資金の貸付け等の業務を行うほか、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の既往債権の管理及び回収等の業務を行う。

五、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣、国土交通省及び財務省並びに国土交通省令・財務省令とする。

六、資本金、業務の実施、区分経理、利益及び損失の処理の特例、長期借入金及び住宅金

融支援機構債券、金利変動準備基金等に関して、所要の規定を設ける。

七、所要の罰則規定を設ける。

八、この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

九、機構は、この法律の施行の日に成立する。また、公庫は、機構の成立の時に解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は機構が承継する。

十、政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要な長期資金の調達に支障が生じないよう必要な施策の推進に努めるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるよう、証券化ローンの一層の普及に努めること。

また、証券化ローンの内容の充実と取扱金融機関の店頭等における正確な情報提供等に配慮するとともに、住宅資金の貸付けに際して融資選別が生じることのないよう留意すること。

二、住宅のバリアフリー化、耐震化等を促進するため、証券化ローンを活用した優良住宅取得支援制度について、取扱金融機関の拡大、内容の周知等を図り、その普及に努めること。

三、住宅金融支援機構の設立に当たり、組織のスリム化、事務の合理化等が推進され、財団法人公庫住宅融資保証協会から承継する業務を含め効率的かつ適切な運営がなされるよう努めるとともに、業務の継続的な点検と所要の見直しが行われるよう努めること。

また、金融市場にも精通した人材の育成・活用に配慮すること。

四、証券化支援業務を円滑に実施するため住宅ローン担保債券市場の拡大が図られるようにするとともに、国民の需要に対応した住宅資金の供給及びその供給主体の多様化が促進されるよう、住宅金融市場の整備及び住宅金融産業の育成に努めること。

右決議する。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に適切に対応し、総合的な国土の利用、整備及び保全を図るため、国土総合開発計画に係る各種制度を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国土総合開発法の一部改正

一 法律の題名を「国土形成計画法」に改めるとともに、計画の名称を「国土形成計画」に改める。

二 計画の対象事項に、海域の利用及び保全、環境の保全及び良好な景観の形成等に関

することを加える。

三 法の目的を、国土形成計画の策定その他の措置により、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することに改める。

四 国土形成計画は「全国計画」及び「広域地方計画」とし、国土形成計画の基本理念に関する規定を設ける。

五 全国計画

1 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国計画を定める。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 都道府県等による全国計画の案（変更の案を含む。）の作成の提案等に関する所要の規定を設ける。

六 広域地方計画

1 国土交通大臣は、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域について、広域地方計画を定める。広域地方計画には、当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針等を定める。

2 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市により、広域地方計画協議会を組織する。

3 広域地方計画区域内の市町村による広域地方計画の策定又は変更の提案等に関する規定を設ける。

第二 国土計画体系の簡素化・一体化

一 国土利用計画法は国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

二 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の各大都市圏整備に係る事業計画は廃止し、各大都市圏整備計画は国土形成計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。

三 東北開発促進法及び九州・四国・北陸・中国の各地方開発促進法を廃止する。

第三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

下水道法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、都市における浸水被害の防止、公共用水域の水質の保全等を図るため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共下水道により排除される雨水のみを受けて、2以上の市町村の区域における雨水を排除し、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有する下水道を、雨水流域下水道として整備することができる。

- 二、一定の流域別下水道整備総合計画に定めるべき事項として、終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は磷含有量について、終末処理場ごとの削減目標量及び削減方法に関する事項を追加する。
- 三、流域別下水道整備総合計画に二の削減目標量が定められた終末処理場で、放流する下水の窒素含有量等に係る水質を一定の基準に適合させることができる構造のもの（以下「高度処理終末処理場」という。）を管理する地方公共団体は、他の地方公共団体が管理する終末処理場の削減目標量の一部に相当するものとして、自らの削減目標量を超えて窒素含有量等を削減する旨を、当該他の地方公共団体の同意を得て、都道府県に申し出ることができる。
- 四、三の申出を受けた都道府県が、申出に係る窒素含有量等の削減方法、当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項等を流域別下水道整備総合計画に記載した場合には、当該高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、その管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。
- 五、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害等を生ずるおそれがある一定の物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。
- 六、公共下水道管理者は、五の者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、これを講ずべきことを命ずることができることとするとともに、この命令に違反した者に対する罰則を設ける。
- 七、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、閉鎖性水域の水質の改善等を図るため、下水の高度処理が効果的に実施され、速やかに普及するよう技術開発の促進に努めるとともに、水質に悪影響を及ぼす物質の下水道への流入の抑制の重要性について国民への周知等に努めること。
- 二、高度処理に係る排出負荷量調整手法の導入に当たっては、地方公共団体に対して、必要に応じて、助言・支援等を行うことにより、費用負担等における調整が円滑に進められるようにすること。
- 三、雨水流域下水道等における浸水対策の推進に当たっては、雨水排除に関する他の事業分野との十分な連携を図るとともに、それぞれの分野においては、より実効性のある対策が行われるよう努めること。
- 四、下水道事業を取り巻く厳しい財政・経営状況を踏まえ、国と地方の財政上の役割分担、受益と負担の関係を始めとした下水道事業の在り方について、その見直しを含め早急に検討を進めること。

右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要旨】

本法律案は、増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応して、空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、新技術を活用した航行方式を導入するため、一定の高さ以上の空域において有視界飛行方式による飛行を禁止するとともに、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の特別な方式による航行について国土交通大臣の許可制度を導入することとする。
- 二、国土交通大臣は、空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報提供等の航空交通の管理に係る措置を講ずるものとする。
- 三、航空交通の安全を確保するため、管制化されていない空港周辺を航行する航空機に対し他の航空機の飛行情報を入手させるといった空域に係る規制の見直しを行うこととする。
- 四、航空機的设计検査において民間能力の活用を図るため、国の認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）が設計した航空機について国の検査を一部省略できる等、航空機検査制度の合理化を行うこととする。また、国が認定事業場の適正な業務遂行について事後チェックを適切に行うことができるよう、業務改善命令等の事後監督規定を整備することとする。
- 五、国際民間航空条約に基づく国際標準に準拠して、国際航行を行う操縦士に対する英語能力の証明制度を導入することとする。
- 六、この法律は、平成17年10月1日から施行する。ただし、新技術を活用した航行方式に関する規定及び航空英語能力証明に関する規定は、それぞれ政令で定める日から施行する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（閣法第59号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、流通業務総合効率化事業について、流通業務の総合化及び効率化の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針を定める。
- 二、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、総合効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 三、重要港湾の港湾管理者は、臨港地区及び港湾区域内において、港湾流通拠点地区を指定することができる。
- 四、特定流通業務施設を整備しようとする者は、整備計画が基準に適合することについて、

主務大臣の確認を受けることができる。

五、総合効率化計画の認定を受けたときは、倉庫業法の登録・届出、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の許可・認可等が行われたものとみなす。また、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行うに当たり港湾法の規定による届出をしたものとみなす。

六、中小企業信用保険法に規定する普通保険等について、流通業務総合効率化関連保証を受けた中小企業者に対し、付保限度額の別枠化等の特例を設ける。また、中小企業投資育成株式会社は、中小企業者たる認定総合効率化事業者について、資本の額が3億円を超える株式会社の新株の引受け等を行うことができる。

七、食品流通構造改善促進機構は、食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借りに係る債務の保証、特定流通業務施設の受託整備等を行う。

八、国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業について、都市計画法等による処分について適切な配慮をする。また、工場立地法に規定する事務の実施に当たり適切な配慮をする。

九、国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又は融通のあっせんに努める。

十、国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため必要な措置を講ずるよう努める。

十一、中小企業流通業務効率化促進法は廃止する。

十二、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律案 (衆第3号)

【要旨】

本法律案は、平成17年に開催される2005年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪を促進するため、国及び関係地方公共団体は、海外に向けた観光宣伝活動の充実強化、観光案内の充実、外国人観光旅客に対する接遇の向上等必要な措置を講ずるよう努めることとするとともに、外国人の上陸の申請に係る特例措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、2005年日本国際博覧会の終了の日限り、その効力を失う。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案(衆第9号)

【要旨】

本法律案は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の

利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公共工事の品質確保に関し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないこと等の基本理念を定める。
- 二、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者の責務について規定する。
- 三、政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定めるとともに、各省各庁の長、地方公共団体の長等は、基本方針に定めるところに従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 四、発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならない。
- 五、発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努め、これを適切に審査し、評価しなければならないこととし、この場合には、中立かつ公正な審査及び評価が行われるよう必要な措置を講ずるものとするほか、技術提案についての改善、高度な技術等の提案を求めた場合における予定価格等について規定する。
- 六、発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努めなければならないこととし、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとするほか、国及び都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 七、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 八、この法律は、平成17年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。
- 二、公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。
- 三、発注者による競争参加資格の設定に当たっては、新規参入企業の競争への参加が阻害されないよう配慮すること。
- 四、入札に参加しようとする建設業者が適切に評価されるよう、入札参加希望者登録制度における格付け及び経営事項審査制度の適切な運用に努めること。
- 五、施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底

されるよう努めること。

六、技術提案制度の運用に当たっては、発注者の自主性が尊重され、工事の内容に応じた適切な判断がなされるよう配慮すること。

七、体制が整っていない地方公共団体においても、技術提案に関する審査及び評価を適切に行うことができるよう配慮すること。

八、技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定める場合においては、学識経験者の意見も踏まえ、適切に定めること。

九、適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から、施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。

十、公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討を行うこと。

十一、公共工事に係る工事実績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保に十分留意すること。

右決議する。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため半島振興法の有効期限を延長するとともに、半島振興計画の内容の拡充等必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を10年延長し、平成27年3月31日までとする。

二、法律の目的規定に、半島地域の自立的発展を追加する。

三、半島振興計画に定める事項に次の事項を追加する。

1 国内及び国外の地域との交流の促進

2 水害、風害、地震災害（津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

四、国及び地方公共団体は、①高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実、②半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興、③観光その他の地域間交流の促進について適切な配慮をするものとする。

五、半島振興対策実施地域において旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の新設又は増設に係る事業税等地方税の不均一課税をした場合においては、その減収額について地方交付税により補てんするものとする。

六、この法律は、一部を除き、平成17年4月1日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を 改正する法律案（衆第30号）

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的に、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記する。
- 二、法律の基本理念に、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者にゆだねるに際しては行政の効率化又は国公有財産の有効利用にも配慮すべきことを明記する。
- 三、公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定に当たって、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。
- 四、国及び地方公共団体は、選定事業者から民間施設部分を譲渡された者等に対して、一定の場合に、行政財産である土地を貸し付けることができるものとする。
- 五、独立行政法人を含む公共法人及び地方公共団体への本法の適用の明確化、地方自治法に基づく指定管理者制度との整合を図るための配慮等に関する規定を設ける。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。